

2020年1月20日

CPA CONCIERGE PTE LTD
Managing Director 萱場 玄

2020年年初のご確認事項

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年、新年を迎えました。1月から適用される制度改正を含め、いくつかお客様にご確認いただきたい事項がございますので、下記の通りご案内させていただきます。なお、下記に記載しております内容はあくまで一般的取り扱いですので、個別具体的なケースに関しましては必ず各担当者にお問合わせいただきますようお願いいたします。

1. ネットフリックスタックスの施行
2. GST 登録義務のご確認
3. IR8A、所得税申告スケジュールのご確認

1. ネットフリックスタックスの施行

2020年1月より、いわゆるネットフリックスタックス（日本の電子通信利用役務の提供、俗にいうアマゾン税のシンガポール版）が施行されました。下記にて概要をご案内いたしますが、基本的には「シンガポール国外の事業者がシンガポール国内に電子サービスを提供する場合」が対象となりますので、弊社のお客様（シンガポール法人）が直接的に該当することは無いと考えております。貴社の日本親会社、シンガポール国外のグループ会社等でのご検討にお使いいただければ幸いです。

【概要】

- ① シンガポール国外業者がシンガポールの GST 登録会社に電子サービスを提供する場合

金融機関や一定のリース会社、チャリティ団体などでない限りは該当ありません。

②シンガポール国外業者がシンガポールの GST 非登録会社に電子サービスを提供する場合

当該国外業者の全世界売上が1ミリオン(約8,000万円)を超え、さらにこの②(と③含む)に該当するシンガポール向け電子サービス取引が暦年12か月で総額0.1ミリオン(約800万円)を超える場合、当該国外業者はGST登録が必要となります。つまり、シンガポール法人等では無い日本の会社であっても、GST登録をし、GST7%を料金に乗せたタックスインボイスを発行し、GST申告納税が必要となります。GSTを支払った側のシンガポール法人はGST登録していないので当然還付も受けられません。

③シンガポール国外業者がシンガポールの一般消費者に電子サービスを提供する場合

取扱いは②と同じです。

【その他(日本のアマゾン税との違い)】

Kindle や iTunes、Netflix や Spotify といった「他社の電子コンテンツを自社マーケットプレイスで販売」する場合のそのマーケットプレイス会社も上記②の規模となる場合は GST 登録、申告納税が必要になります。広告主のウェブサイトに誘導するのみ、といったようなウェブメディアの場合はこれに該当しませんが、Kindle のように Kindle (アマゾン) 社からユーザーへ請求するようなサービスの場合は対象となりますのでご注意ください。

【電子サービスの例】

- ・ダウンロード可能なコンテンツ(スマホアプリ、電子書籍、映画など)
- ・購読型メディア(ニュース、雑誌、TV や音楽ストリーミング、オンラインゲーム、e-learning など)
- ・ソフトウェアプログラム(ソフトウェア、ドライバー、ファイアウォール等のダウンロードなど)
- ・電子データの管理サービス(ウェブホスティング、クラウドストレージなど)
- ・電子的方法によって商取引をアレンジ・ファシリテイトするサポートサービス(Booking fee など)

2. GST 登録義務のご確認

上記1. の全世界売上1ミリオン、シンガポール向け電子サービス取引0.1ミリオンも同様ですが、GST登録の要否の判定期間は「会計期間ではなく暦年」となっております。弊社に会計業務をご依頼いただいておりますお客様におかれましても、決算日が12月でない場合は弊社

でも把握できない場合がございますので、暦年（2019年1月～12月）で判定した場合に GST 登録義務が生じるか否か、ご確認いただき、懸念点等ございましたら各担当者までご連絡いただければ幸いです。

3. IR8A、所得税申告スケジュールのご確認

毎年同様ではありますが、典型的な年初の各種期限は下記のようになっております。改めてご確認をいただきまして、御不明点等ありましたら各担当者宛てにご連絡をお願いいたします。

2020年3月1日：IR8Aの作成（AISの場合も同様）、従業員への配布期限

2020年4月15日：「紙ベース」での所得税申告期限

2020年4月18日：電子申告での所得税申告期限

以上